

◎新潟県告示第1010号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年9月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-（5-フルオロペンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド（通称名：L T I - 7 0 1）及びその塩類
- (2) 2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン（通称名：2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）及びその塩類
- (3) 3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン（通称名：3F-Phenetrazine、3-FPE）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年9月8日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。